

# 各務原市立鵜沼第一小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針および対策を示すものである。人権尊重の理念に基づき、本校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう策定するものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、鵜沼第一小学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

### (2) 基本認識

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、見ようと思って見ないと見つけにくいものである。

### (3) 学校としての構え

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進めていく。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめの未然防止のための取組 （自己有用感を高める取組）

### (1) 魅力ある学級・学校づくり

- （「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等）
- 「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
  - Q U 検査の実施や心のアンケート、教育相談を生かしたり、S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を実施したりして、児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。

### (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 異学年での縦割り班での交流活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(3)全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- 道徳の授業を通して、自らを律し、他者との関わりの中でよりよく生きようとする心情を高める。また、全ての教育活動において児童の自己肯定感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラルに関する指導をするなどして迅速に対応する。

### **3 いじめの早期発見・早期対応のための取組**

(1)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、定期的なアンケート調査（記名式、無記名式）を実施し、児童の心の変容を把握に努め、対応に生かす。
- 年間3回のいじめ調査等を全教職員の共通理解のもと実施し、いじめ未然防止・対策委員会で状況を確認し、対策を検討する。
- 相談ポストを設置し、児童の不安や悩みに迅速に対応できるよう情報収集に努める。

(2)教育相談の充実

- 6月と11月を教育相談月間、12月を人権教育月間と位置づける。アンケート調査実施後、学級担任が児童全員と個別面談を行い、児童のわずかな変化に対しても対応できるように努める。

(3)教職員の研修の充実

- アンケート調査やQ U検査等の結果をもとに、職員研修で対応策を考察する。全職員で共通理解をし、教育相談の充実に努め、対応に生かす。
- スクールカウンセラー等の設置により、校内における教育相談の充実を図る。

(4)保護者との連携

- 保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、学校としての考え方を一方的に押しつけることなく、協力して解決に当たるという姿勢をもつ。
- いじめの事実関係等の情報を正確に伝え、取組の様子が理解されるように心がける。
- 児童の交友関係、生活の様子等について、常に情報交換ができる雰囲気をつくる。
- 家庭のプライバシーの保護には十分留意する。
- 児童に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡をする等きめ細かに対応する。

**【いじめられた児童の保護者に対して】**

- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去とともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

#### 【いじめた児童の保護者に対して】

- 正確な事実関係を聴取したら迅速に連絡し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### (5) 関係機関等との連携

- 教育委員会や適応指導教室、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等と日頃から連携を取り、指導・助言を得たり、情報交換を行ったりして協力関係を築く。
- 相談機関との連絡窓口を明確にし、その係と学級担任や保護者との連絡を密にする。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法：第 22 条)

法の第 22 条を踏まえ、いじめ防止に関する措置を行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事を常任とし、非常任として当該学年主任、当該学級担任、養護教諭、その他必要と認める教職員、スクールカウンセラー、学校評議委員、民生児童委員を交え、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

必要に応じて委員会を開催する。

#### ◆いじめ未然防止・対策委員会◆

【常 任】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事

【非常任】 当該事案の関係学年主任、関係学級担任、その他必要と認められる教職員  
養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議委員、民生児童委員

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
四月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A 総会で※「いじめ基本方針」策定の流れを説明 ※以後「方針」</li> <li>・ 学校だより、W e b ページにて「方針」の発信</li> <li>・ 職員研修会の実施（「方針」の策定と年間の流れを説明）</li> </ul>	「方針」の策定
五月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・ 学校評議員会にて本校の「方針」を説明</li> </ul>	
六月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ未然防止に向けた全校集会の実施</li> <li>・ ネットモラル安心・安全利用研修会の実施（外部講師による 4～6 年生児童と保護者向けの研修会）</li> <li>・ 第 1 回 Q U テスト（記名式アンケート）の実施</li> <li>・ 個別の教育相談の実施</li> </ul>	第 1 回 Q U テスト
七月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回いじめアンケート（無記名式）の実施</li> <li>・ 第 1 回「教職員の取組評価アンケート」の実施</li> <li>・ 第 2 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1 学期までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>	第 1 回県いじめ調査
八月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修会</li> <li>・ 第 2 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（2 学期の取組に向けて）</li> </ul>	
九月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ W e b ページにて 1 学期の取組の様子を報告</li> <li>・ 学校だよりにて取組の見直しの報告</li> </ul>	
十月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回いじめアンケート（無記名式）の実施</li> <li>・ 児童向けネットモラル研修の実施</li> </ul>	
十一月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回 Q U テスト（記名式アンケート）の実施</li> <li>・ 個別の教育相談の実施</li> </ul>	第 2 回 Q U テスト
十二月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ未然防止に向けた全校での取組のまとめ（全校集会）</li> <li>・ 「ひびきあいの日」の実践（いじめに関する道徳授業）</li> <li>・ 第 2 回「教職員の取組評価アンケート」の実施</li> </ul>	第 2 回県いじめ調査
一月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童会の取組のまとめ</li> <li>・ 教職員による次年度の取組計画の作成</li> </ul>	
二月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・ 学校評議員会にて本年度の取組成果を説明</li> </ul>	
三月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 回いじめアンケート（無記名）の実施</li> <li>・ 第 3 回「教職員の取組評価アンケート」の実施</li> <li>・ 学校だよりによる本年度の取組成果を説明</li> </ul>	第 3 回県いじめ調査（国の調査）

## 6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第 23 条に基づいて明示する）

- まずは正確な実態把握をする。当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。関係職員と情報を共有し、いじめの全体像を把握する。
- 指導のねらいを明確にし、指導体制と方針を決定する。全ての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を決定する。
- 当事者児童への指導と支援を行う。いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。いじめた児童には、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 保護者と直接会って、具体的な対策を説明する。家庭での協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- 継続的に指導や支援を行い、心の教育の充実を図る。一人一人が大切にされる学級経営を行っていく。

(2) 重大事態と判断されたときの対応（法第 28 条に基づいて明示する）

### ア 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

### イ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、下記の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 8 個人情報等の取扱い

調査によって確認された事実関係は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言などに活用すると共に、重大事態に至った要因や経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再発することのないよう、指導の改善に活用するようにする。